

○十日町市地域産業総合振興支援事業費補助金交付要綱

令和2年3月31日

告示第56号

(趣旨)

第1条 この告示は、十日町市の地域産業の総合的な振興を図るため、十日町市内に本社、主たる事業所若しくは工場を有する中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定するもの）、市内に住所を有する農林漁業者若しくは農林漁業団体又は市長が適当と認める団体若しくは個人（以下、中小企業等）が行う別表に掲げる事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(令3告示60・令5告示44・令7告示32・一部改正)

(交付基準)

第2条 この補助金は、別表に掲げる基準により交付するものとする。ただし、別表に掲げる事業主体が次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る店舗等
- (2) 十日町市暴力団排除条例（平成24年十日町市条例第4号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有している者が営業している店舗等

(令7告示●・一部改正)

(交付条件)

第3条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合

には、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(5) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の全部又は一部を市に返還させることができる。

(6) 事業を完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、事業の成果に関する報告及び事業に関する調査に協力すること。

(7) 納付期限の到来した市税を完納していること。

(令6告示32・一部改正)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、他の公的な補助金等の交付がある場合は、当該金額を除いた経費を対象とする。

2 前項の補助金の額は、消費税及び地方消費税を除外して算出するものとする。

(令3告示60・令5告示44・令6告示27・令6告示32・一部改正)

(交付申請書)

第5条 規則第3条の規定による申請書は、様式第1号のとおりとし、申請者は、別表に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(令4告示54・一部改正)

(交付の決定及び通知)

第6条 規則第4条の規定による交付決定通知書は、様式第2号のとおりとし、市長は、前条の規定による申請があった場合は、書類を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、申請を行った者に対し、様式第2号によりその旨を通知するものとする。

(令4告示54・一部改正)

(変更等の承認申請)

第7条 申請者は、第3条第1号又は第2号若しくは第3号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ様式第3号による事業変更承認申請書又は様式第5号による事業中止（廃止）承認申請書を市長に提出しなければならない。

(令4告示54・一部改正)

(変更等の承認)

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、書類を審査し、適当と認めたときは、事業変更承認通知書（様式第4号）又は事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）によりその旨を通知するものとする。

（令4告示54・一部改正）

（軽微な変更の範囲）

第9条 第3条第1号に規定する軽微な変更は、20パーセント以内の事業費の増減とする。

（令6告示32・一部改正）

（交付決定の取消し等）

第10条 申請者がこの告示の規定に違反したとき、又は提出書類に虚偽の記載をしたときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

（令4告示54・一部改正）

（実績報告及び補助金の請求）

第11条 規則第12条の規定による実績報告書は、様式第7号のとおりとし、申請者は、事業が完了したときは、速やかに市長に提出しなければならない。同時に同様式により補助金の請求をすることとする。

（令4告示54・一部改正）

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が、不正の行為によって補助金の交付を受けたと認めるときは、十日町市地域産業総合振興支援事業費補助金返還命令書（様式第8号）により補助金の交付決定を取り消し、期限を指定して補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、災害等による場合で、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

（令3告示60・一部改正）

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日告示第 60 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（十日町市人材確保支援事業補助金交付要綱の廃止）

2 十日町市人材確保支援事業補助金交付要綱（平成 27 年十日町市告示第 509 号）は、廃止する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日告示第 54 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 28 日告示第 44 号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 26 日告示第 27 号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 26 日告示第 32 号）

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年●月●日告示第●号）

この告示は、令和 7 年●月●日から施行する。

別表（第 2 条、第 5 条関係）

（令 5 告示 44・全改）

事業種目	事業目的	事業主体	事業内容	申請期日	補助率等	採択基準等
1 中小企業 人材育成 支援事業	市内の中 小企業の 人材育成 を推進し、 能力開発 及び技術 力の向上 を図る。	中小企業 等	(1) 各種研 修機関に おける研 修の受講 料補助。た だし、免許 や資格の 維持に係 る講習及	(1) 研修受 講前	(1) 研修受 講料の 2 分の 1（上 限 5 千円 ／人）	(1) 同一の 受講者が 同一の研 修を受講 する場合 の申請は 1 回限り。

			び研修費用は除く。			
			(2) 市外に1年以上居住していた人が市内に転入し、市内事業所に就職した後、職業訓練機関における職業訓練を受ける際の授業料補助	(2) 転入後から2年以内かつ職業訓練受講前	(2) 職業訓練授業料の2分の1（上限5千円／人）	(2) 補助金申請年度内に訓練が終了すること。
2 販路拡大支援事業	市内事業者の自社製品・技術等の販路拡大を図る。	中小企業等	自社又は他社が開催する展示会、見本市等の出展料補助	事業実施前	出展料、出展時用品レンタル料、展示装飾費、会場借上料、車両借上料（レンタカーに限る。）、運送料及び広告宣伝	同一年度内における同一の事業主体の申請は1回限り。出展する会場が海外の場合は、上限100千円。

					費（海外出展の場合、上記の他、渡航費、通訳雇用費）の2分の1（上限50千円）	
3 人材確保 支援事業	市内企業 の人材確保を推進するとともに当市への就労活動の促進を図る。	中小企業等	合同就職説明会への出展に係る出展料及び出展時用品レンタル料補助、企業PR動画の作成委託料補助、採用コンサルティング委託料補助、就職ポータルサイトの利用料補助	事業実施前	出展料及び出展時用品レンタル料、PR動画作成委託料、採用コンサルティング委託料、就職ポータルサイト利用料の2分の1（上限200千円）	同一年度内における同一の事業主体の申請は1回限り。

4 地場産品 開発販売 支援事業	市内事業者 の新たな地 場産品の開 発を促進す るととも に、発信力 強化により 売上げの向 上を図る。	中小企業等	(1) 地場産 品の開発に 係る費用の 一部を補助	事業実施前	(1) 当該商 品に係る消 耗品、原材 料の購入 費、製造設 備機械、加 工機械、冷 凍設備等の 導入費用、 コンサルタ ント会社等 への委託費 用の4分の 3(上限300 千円)	(1) 本事業 による補助 金の交付を 受けたこと がある場合 は、補助率 2分の1 (上限150 千円)
			(2) 地場産 品の発信力 強化に必要 な経費の一 部を補助	事業実施前	(2) 地場産 品の画像及 び動画作 成、紹介の ためのチラ シ作成、パ ッケージの 作成、ECサ イト等掲 載、SNSを活 用した情報 発信に係る 経費の4分 の3(上限	(2) 本事業 による補助 金の交付を 受けたこと がある場合 は、補助率 2分の1 (上限150 千円)

					300千円)	
5 外国人材 受入支援 事業	外国人材と は次に掲げ る要件のい ずれかに該 当する者を 言い、その 受入れを支 援すること により、労 働力不足の 解消を図 る。 ①外国人の 技能実習の 適正な実施 及び技能実 習生の保護 に関する法 律施行規則 別表第2第 5号の表若 しくは別表 第2第6号 の表に掲げ	中小企業等	①企業が受 入機関へ支 払う初期費 用や毎月発 生する管理 費等を補 助。 ②企業が負 担する対象 従業員の家 賃を補助。	雇用契約後 1年以内。 ただし、市 長が特別の 理由がある と認めると きは、この 限りでな い。	対象経費の 3分の2	①、②とも に新たに受 け入れた外 国人材を対 象とする。 1年以内に 離職した場 合は補助金 の返還を求 める。 対象従業員 1人あたり 20万円を上 限とする。 1企業あた り3人を上 限とし、1 人につき1 回の申請に 限る。

	る職種又は別表第2第7号の表に掲げる印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装、紙器・段ボール箱製造、陶磁器工業製品製造、コンクリート製品製造若しくはRPF製造の職種に従事する者 ②出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の					
--	--	--	--	--	--	--

	分野等を定める省令第3号の分野に従事する者					
6 人材受入 施設整備 支援事業	市内企業の 人材確保を 推進すると ともに当市 への就労促 進を図る。	中小企業等	従業員寮等 の整備に要 する経費の 一部を補 助。	事業実施 前。ただし、 市長が特別 の理由があ ると認める ときは、こ の限りでな い。	補助対象事 業に係る工 事請負金額 の2分の 1。（上限 2,000千円）	同一年度内 における同 一の交付対 象者の申請 は1回限 り。